

令和4年度第1回医療勤務環境改善セミナー プログラム4

○宿日直許可制度に関する質疑応答（事前の質問まとめ）

**【回答付】**

**【労働時間について】**

1. 宿日直許可を得ている時間は、労働時間の適用除外か

回答：労働基準法（以下「労基法」といいます。）に定める労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されません。

2. 宿日直許可を受けているが、宿日直業務中に通常業務を行ったときは、労働時間となるか

回答：許可されている宿日直業務の範囲（軽度または短時間の業務）を超える業務を行った時間は、労基法の労働時間等の規制の適用を受ける「労働時間」となります。

**【宿日直許可証について】**

3. 自院が過去に宿日直許可を受けているか不明。確認可能か。また、内容に関して確認可能か（許可を受けている時間 等）

回答：許可証を紛失したため内容がわからない場合、許可証の再発行ができないため再度許可を取得いただくことになります。

4. 宿日直許可証を紛失した場合、再発行はできないのか

回答：3. の回答参照。

**【宿日直許可の取得について】**

5. 宿日直許可を申請してもどのような場合なら許可され、どのような場合は不許可となるのか

・宿日直中の労働時間（実際に働いた時間）がどの程度（時間、宿日直時間の中での割合）であれば、許可は認められるか。（講演の中で解説あり）

回答：セミナーで紹介した事例を参考にしてください。

・「宿日直許可」の取得の流れ、留意点について。

※ 取得にどれくらいの期間を要するか

回答：期間は、事案により異なります。

申請内容が許可基準に適合していることが、明確かつ容易に判断でき、実地調査の日程調整と調査がスムーズに行われた場合には、受理してからから2週間以内で許可できる場合もあります。しかし、診療科の多い大規模病院など調査の対象範囲が広い場合や実地調査の日程調整に時間を要する場合、また補正が必要となった場合や申請内容の見直しのため一旦取り下げた場合には時間を要することがあります。

申請内容や手続きに疑問や不安な点があれば、申請の準備段階から所轄監督署にご相談いただくことをお勧めします。

6. 医師だけではなく看護師、コメディカルの人員不足によりこの先、宿日直の人員配置が難しくなります。都会と田舎では状況も違いますので、その点を考慮して許可をいただくことはできないのか。[\(講演の中で解説あり\)](#)

回答：許可基準は全国一律ですが、原則基準の中に例外的取り扱いの基準を設けている項目があります。この例外的取扱いの適用にあたり地域的な事情などが考慮される場合があります。

7. 宿日直勤務の許可条件のひとつに、通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。とありますが、以下の場合、通常の勤務時間の拘束から解放された後のものと言えるか。

また、休息時間が必要な場合、どのくらいの時間が目安となるか。

- ・ 通常勤務終了後、休息時間を入れず宿日直勤務を行った場合
- ・ 通常勤務終了後、宿日直勤務との間に休息時間を入れず、通常勤務している場所から宿日直勤務を行う場所に移動したうえで、宿日直業務を行った場合

回答：許可基準では、通常勤務と許可を受けた宿日直勤務の間に休憩を設けることを求めています。しかし、宿直等の開始時刻と接着した時間帯に、来院者の対応や診療記録作成などの通常時間帯の業務が継続している実態がある場合には通常業務が継続していると判断される可能性が高いです。

通常勤務と宿直開始までの間に通常勤務の業務から離れるために必要な時間的間隔を設ける、あるいは、終業時刻後、直ちに当直室へ移動することは、一つの客観的な指標になると思われませんが、最終的には個々の事案ごとの実態を踏まえて判断されます。

8. 宿日直業務の実態に応じて、上記回数を超えて許可する場合について、  
① 事業場に勤務する 18 歳以上の者で法律上宿日直勤務を行うことができる方が宿日直勤務をした場合でも人数が不足、②勤務の労働密度が薄い場合の要件を両方満たす必要があるか。

また、医師の宿日直許可申請する場合、①の要件について「事業場に勤務する医師で法律上宿日直勤務を行うことができる方が宿日直勤務をした場合でも人数が不足」と読み替えることは可能か。[\(講演の中で解説あり\)](#)

回答：セミナーで紹介した事例の中でご説明したとおりです。人数不足かつ勤務の労働密度が薄いことが要件とされています。

医師資格を持った方でなければできない宿日直業務であれば、そのように判断していただいで構いません。

9. 宿日直業務は週 1 回、日直業務は月 1 回を限度とすること等とあるが、外部の医師に依頼している場合もその限度は適用されるのか

また、フリーランスで宿日直専門に勤務している医師の場合も適用されるのか

回答：外部の医師と貴院との間で雇用契約を締結し、許可の必要な宿日直業務に入ってもらえる場合には適用の対象となります。

フリーランスの契約の名称に関わらず、実態として労働者性が認められれば適用されます。

## 【宿日直許可を取得している医療機関の再取得について】

10. 宿日直許可の取得が古いのが、提出しなおしをする必要があるか  
(何年に 1 回確認を受けた方がよい 等)

回答：許可証を現在も保管しているという前提で、現時点でも許可を受けた当時と同じ勤務態様で宿日直業務が行われているのであれば許可を取り直す必要はありません。

11. どのような場合に、再取得が必要なのか。  
(どの程度、労働の実態と合っていないと再取得が必要なのか)

回答：許可取得当時の状況と比較して、宿日直の回数、宿日直で拘束される時間数や時間帯、従事する業務内容や業務負担の程度・量などが、労働者の負担を重くする方向で変化している場合、改めて許可を取っていただく必要がある場合があります。

12. 再取得が必要かどうかは、労働基準監督署に相談すると、教えてもらえるのか。労働基準監督署に相談して、再取得が必要となった場合、即日の対応は難しいが、業務を改善するための猶予期間はどの程度あるのか

回答：相談できます。お持ちの許可証の内容と現在行われている宿日直勤務の態様を事前に把握したうえで相談してください。

相談時の質問に対する回答に期限を付すことは通常ありませんが、法に適合しない状態を放置することは好ましくないので、速やかに改善に着手していただくようお願いします。

13. 宿日直許可と労働の実態が合っていない場合、罰則はあるのか

回答：許可と異なる勤務態様で宿日直を行ったこと自体に罰則はありませんが、その業務を行った時間は通常の労働時間になりますから、労基法上の労働時間等の規制が適用され、これらの規定には罰則があります。

## 【その他】

14. 管理職の医師に関して、勤務管理をどうしたらよいか。

時間外手当の支給はないが、所定時間を超えての勤務等を把握し管理する必要はないか。

回答：労働安全衛生法では、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、勤務を提供し得る状態にあったかを把握することを求めており、管理監督者もその対象となります。

15. 将来的に夜間は勤務となった場合（宿日直許可が取得できない場合）、常勤医師が当直した翌朝は休みを取らなければいけないのでしょうか。

※ 休みを取ることを推奨しているのでしょうか。

回答：宿直許可のない夜間勤務については、労基法の労働時間等の規制が適用されます。労基法では、夜勤の翌朝を休みとすることを求めた規定はありませんが、1勤務の所定労働時間が法定労働時間の原則である1日8時間を超える場合は、変形労働時間制を採用する必要があります。

また、医師の働き方改革推進のため改正された医療法の関係で、BC水準となる場合には、追加的健康確保措置として連続勤務時間制限（インターバルの確保など）が必要となる場合がありますので、その点にも注意が必要です。

16. B水準やC水準の追加的健康確保措置の具体的内容について。

（勤務間インターバル9時間、連続勤務時間28時間の具体例等）。

回答：資料「勤務パターン別の・・・イメージ」を参考にしてください。